

令和 6 年度第 3 回審査会での質問と回答（技術指針）

	質問、意見の概要		事務局の回答	改定内容
1	文化財	名鉄名古屋本線の高架化の計画が、桜神明社古墳にかかるということがありましたが、この審査会ではすでに計画があったのに、文化財保護課にその情報が入っていなかったということがあったので、文化財の問題が起こったときには、文化財保護課と情報を共有するというのをどこかに付け加えていただけないでしょうか。	解説書の 282 ページの「国またはその施策の整合性に係る評価」のところに加えたり、280 ページの「調査」のところに、文化財保護法との関連を記載して、法の手続きが必要ならば文化財保護課と情報共有をするというように言葉を書くなど、少し工夫をしてみたいなと思います。	282ページ (2)調査手法 ア調査方法に「現地調査を行う場合は、名古屋市教育委員会等の関係機関と十分な調整を行う。」を加える。 283ページ 24.5環境保全措置に「名古屋市教育委員会等の関係機関と十分な調整を行い、」を加える。

令和6年度第3回審査会での質問と回答（金城ふ頭）

○メールでいただいた意見

	質問、意見の概要		審査会での事務局の回答	事業者の回答
1	温室効果ガス等	大幅に CO ₂ 削減ができたというのはどういう計算によるのでしょうか	—	建設機械の稼働に伴う CO ₂ 排出量の予測値が減少した理由としましては、中間報告書（その2）P40 に記載のとおり、埋立方法を一部変更し、CO ₂ 排出割合の大きい空気圧送船やリクレーマ船を使用しない計画としたことが主な要因となります。

（参考）

中間報告書 P40

5-2 計画変更の内容等

5-2-1 計画変更の概要

事業計画の進捗に伴う評価書からの主な変更内容は、表 5-2-1 に示すとおりである。
今回の計画変更は、埋立方法の変更に伴い、工事期間を3年（36ヶ月間）から約10年（118ヶ月間）に変更するものである。

なお、埋立方法及び工事期間の変更については、名古屋市環境影響評価条例第31条第1項の規則で定める軽微な変更等に該当するため、同条例に基づく変更の手続きは不要である。

表 5-2-1 変更内容

変更の諸元等	変更前	変更後
埋立方法	築堤造成後、管中混合固化処理工にて浚渫土を改良し、改良土を築堤の内側エリアに空気圧送船を用いて投入する。	大型土のう用いて盛土土留を行った後、バージアンローダー船を用いて揚土を行い、その後、投入した土砂の地盤改良を行う。
工事期間	36ヶ月	118ヶ月